

令和3年度 年間監査計画

令和3年4月7日
五島市監査委員決定

1 趣 旨

五島市監査基準（令和2年五島市監査委員告示第1号。以下「監査基準」という。）及び五島市監査等の実施方針（令和2年3月31日五島市監査委員決定）に基づき、監査、検査及び審査（以下「監査等」という。）を効率的に実施するため、年間監査計画を策定する。

2 実施する監査等の種類及び対象等

(1) 財務監査（地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項）

財務監査は、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかについて定期監査として実施する。

ア 定期財務監査

監査を効果的に実施するため、重点項目を踏まえ、その監査対象はこれまでに実施した財務監査の項目を基本としながら、過去の指摘事項等によりリスク分析を行い決定する。

令和3年度は、全ての部局を対象とし、年1回実施する。

イ 例月財務監査について

例月出納検査に併せて毎月財務監査を実施し、会計伝票の審査において支出や収入の手続上の是非等について確認する。監査結果については、原則として会計伝票を受領した日の翌々月末日までに報告する（例えば、4月分の伝票を5月20日に受領したときは、7月31日までに監査結果を報告する。）。

ウ 工事監査について

公共工事の適正な施工を図るため、施工中の工事から監査対象とする工事を抽出し、外部の専門家である技術士団体に調査を委託する。受託団体は技術士を派遣し、書類及び現場を調査して監査委員に報告し、その報告を参考に監査委員が監査を実施する。

令和3年度は、最低1工事を選定し実施する。

(2) 行政監査（地方自治法第199条第2項及び第4項）

行政監査は、事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかを主眼として実施する。

令和3年度は、定期財務監査に併せて実施する。

(3) 財政援助団体等監査（地方自治法第199条第7項）

市が補助金、交付金、負担金等の財政的援助を与えている団体、出資している団体、借入金の元金又は利子の支払を保証している団体、信託の受託者及び公の施設の管理を行わせている団体（以下「財政援助団体等」という。）に対して、必要があると認めるとき又は市長の要求があるときに、当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているかについて監査を実施する。

令和3年度は、外部の専門家である公認会計士に調査を委託し、その報告を参考に監査委員が監査を実施する。令和3年度は、最低1団体を実施する。

なお、監査の対象団体については、財政援助団体等の調査を行い、選定基準に基づき決定する。

(4) 例月出納検査（地方自治法第235条の2第1項）

会計管理者及び水道事業企業出納員の現金（歳計現金、歳入歳出外現金、一時借入金、基金に属する現金預金等を含む。以下同じ。）の出納事務が正確に行われているかについて検査を実施する。

原則として毎月20日に前月末日の現金残高及び出納関係諸表等の検査を行い、速やかに議会及び市長に例月出納検査結果報告を提出する。

令和3年度からは、会計年度任用職員を任用し、その職員が例月出納検査に従事する。

(5) 決算審査（地方自治法第233条第2項、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第2項）

市長から審査に付された決算その他関係書類が法令に適合し、かつ正確であるかについて審査を実施する。令和3年度は、中央町公設小売市場が令和3年9月30日をもって廃止されることに伴い、公設小売市場事業特別会計の打ち切り決算に留意する必要がある（地方自治法第235条の5の出納閉鎖に関する規定が適用されないため、同法第233条第1項の規定により、会計管理者は9月30日から3か月以内に決算を調製し、市長に提出しなければならない。）。また、水道事業会計決算審査においては、外部の専門家である公認会計士に調査を委託し、その報告を参考に監査委員が監査を実施する。

(6) 基金の運用状況審査（地方自治法第241条第5項）

市長から審査に付された基金の運用の状況を示す書類の計数が正確であり、基金の運用が確実かつ効率的に行われているかについて審査を実施する。

(7) 健全化判断比率審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号。以下「健全化法」という。）第3条第1項）

市長から審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であるかについて審査を実施する。

(8) 資金不足比率審査（健全化法第22条第1項）

市長から審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であるかについて審査を実施する。

3 監査等の日程等

別表「令和3年度監査等実施計画表」により実施する。

4 監査等の実施方法

実施計画（概ね1か月前に作成）に基づき実施する。

5 報告及び公表

(1) 財務監査等については、監査を終了したときは、その結果を決定し、これを議会、市長及び関係機関等に報告する。併せて五島市監査委員条例（平成16年五島市条例第9号）第5条の規定により、掲示場に掲示して公表するとともに、五島市情報提供等の推進に関する規則（平成16年五島市規則第18号）第3条第2項、第3項及び第5項の規定により市の窓口において閲覧に供し、及び市のホームページに掲載する。

(2) 決算審査及び基金運用状況審査意見書については、8月下旬までに市長に提出する。

(3) 健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書については、8月下旬までに市長に提出する。

6 その他

この年間監査計画に定めがない監査等を実施する必要がある場合は、その都度別途定めて実施する。

(別表)

令和3年度監査等実施計画表

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
定期財務監査	準備・検討	実施計画 書面監査						事情聴取・実地監査		報告書作成	★意見書決定 講評会	報告・公表	
工事監査						準備・検討	○調査業務委託 実施計画	事情聴取・実地監査	●調査業務報告	報告書作成	★意見書決定 講評会	報告・公表	
財政援助団体等監査			◆調査	◆調査集計	準備・検討 実施計画	書面監査				事情聴取・実地監査	報告書作成	★意見書決定 講評会	報告・公表
決算審査 (一般・特別会計・水道事業会計) 基金運用状況審査	(一般・特別・基金)	実施計画	審査	◆意見書決定 講評会 意見書作成 事情聴取・実地審査	◆意見書提出		実施計画 特別会計 事情聴取・実地審査	◆意見書決定 講評会 意見書作成	◆意見書提出				
	(水道事業)	実施計画	審査	◆意見書決定 講評会 意見書作成 事情聴取・実地審査	◆意見書提出								
財政健全化判断比率及び資金不足比率審査				実施計画	◆意見書決定 比率審査・講評会	◆意見書提出							

- 注1 例月財務監査は、4月初旬に実施計画を策定する。また、例月出納検査に併せて毎月監査を実施し、原則として会計伝票を受領した日の翌々月末日までに監査結果を報告する。
- 2 例月出納検査は、原則として毎月20日に前月末日分の検査を行い、速やかに検査結果を報告する。
- 3 ★印は、監査委員会議の開催を予定しているものである。